

鶴岡市農業委員会第 21 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 4 年 8 月 1 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 荻原 優太 3 番 坂東 陽水 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 8 番 石塚 治己 9 番 土岐 善久 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田 進二 3 番 齋藤 潤子 4 番 齋藤 健一 5 番 阿部 隆 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 8 番 長谷川 浩 10 番 野村 仁 13 番 本間 誠 14 番 五十嵐 一浩 15 番 佐藤 宣夫 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	4 番 丸山 成章委員 2 番 原田 政幸推進委員 9 番 菊地 勝三推進委員 11 番 佐藤 泰仁推進委員 12 番 佐藤 克久推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 調整専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柗士 鶴岡分室調整主任 齋藤 智博 温海分室専門員 内山 晋也
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後 1 時 3 0 分
議 長	本日の欠席届は 4 番 丸山 成章委員 2 番 原田 政幸推進委員 9 番 菊地 勝三推進委員 11 番 佐藤 泰仁推進委員 12 番 佐藤 克久推進委員です。 遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 21 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、1 番 五十嵐 覚委員、2 番 荻原 優太委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 許可を要しない農地の転用について 報告第5号 農地法第5条の規定による届出について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説明)《報告第4号 許可を要しない農地の転用について》
	(説明)《報告第5号 農地法第5条の規定による届出について》
議長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。
	(発言者なし)
議長	<p>それではないようですので質疑に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	<p>ありがとうございます。では現地調査について担当委員の報告をお願いします。 初めに鶴7、鶴8についてお願いします。2番荻原優太委員。</p>
2番委員	<p>2番の荻原です。鶴7、鶴8ですが8月2日に私と榎本推進委員と事務局の齋藤さんと現地調査に行ってきました。大山の向町というところで、大山の工業団地の南側の方になります。1-4と4-2ですが、面している農地になります。月山福祉会は、今事務局の方から色々説明が話ありましたが障害者施設ということで、今までも農地を取得した経緯もありますが、周辺とのトラブルもなく、適正に管理をしているようです。また事務局からの報告で確認しておりますが、取得後の計画ということで農地にビニールハウス等整備を検討しているということもありますし、宅地と面しております。宅地の方もすでに所有済みということであります。そちらの方に福祉施設の研修所や直売所の設置を考えており、例外規定に当たるとということで3条第2項の不許可に非該当になるということで確認しております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは鶴9について担当委員から報告をお願いします。6番吉住喜之委員。</p>
6番委員	<p>6番吉住です。年金受給継続のための使用貸借でありまして、全ての農地を家族でしっかり耕作していることを確認しております。許可要件の全て満たしていることを報告します。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。全員賛成により議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)《議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	ありがとうございました。それでは現地調査について担当委員の報告をお願いします。2番荻原優太委員。
2番委員	2番荻原です。先ほどと同じように8月2日現地確認してまいりました。大山の馬町ですが、そちらは土地改良事業の施行区域外で宅地化の状況が著しいということがあります。そのために第3種農地と判定されております。こちらの建設計画ですが、北側の方の畑と面しているのですが、境界にブロック塀を設けるといことで畑の方には土砂の流出など営農への支障はないということでもあります。ですので5条第2項各項の不許可の事例には該当しないものと思われます。以上報告終わります。
議長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議長	ないようですので質疑を終結し採決を行います。 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局の説明をお願いします。
事務局	(説明)《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議長	ありがとうございました。なお農用地利用集積計画(案)については8月5日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議長	ないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を願います。
	(全員賛成)
議長	ありがとうございました。全員賛成により議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について原案通り決しました。 以上で本日の審議は全て終了しました。これをもちまして第21回西部農地部会を閉会いたします。次回は9月8日(木)午後1時30分より藤島庁舎3階大会議室で行います。鶴岡地域の現地調査は9月1日(木)3番坂東陽水委員、長谷川浩之推進員です。よろしくお願ひいたします。
	閉 会 午後1時57分

議 長 _____ 佐藤 康弘 _____

議 事 録

署名委員 _____ 五十嵐 寛 _____

議 事 録

署名委員 _____ 荻原 優太 _____